

大山崎町保育所等利用調整基準表

(令和7年度利用調整～適用)

年齢	歳児	児童氏名
----	----	------

1. 計算方法

- 基本項目について、保護者（父・母又はその他の保護者）それぞれについて該当する点数を求めて合算する。
- 調整項目について、該当する項目で加減算を求めて、基本項目の点数と合算する。
- 基本項目の点数と調整項目の点数の合算の結果、同一点数の場合は、次の順位により利用調整することとする。

順位	事由
1	ひとり親家庭世帯（別居かつ離婚調停中の場合を含む）の者
2	基本項目の合計点数が高い者
3	当該保育施設にきょうだいが在園している者
4	当該保育施設の希望順位が高い者
5	世帯の市町村民税額（4月～8月入所は前年度市町村民税額、9月～翌年3月入所は当年度市町村民税額）の低い世帯の者

2. 基本項目

保護者（父・母又はその他の保護者）がそれぞれ該当する状況について、いずれか一つを選択する（複数に該当する場合は点数の高い方を選択する）

NO.	保育を必要とする事由	父及び母（保護者）の状況	点数	
1	就労（※1） （自営業（※2） ・農業・内職を含む）	居宅外労働 1日4時間以上かつ週5日以上、月160時間以上就労している（休憩時間を含む）	10	
2		1日4時間以上かつ週5日以上、月140時間以上160時間未満就労している（休憩時間を含む）	9	
3		1日4時間以上かつ週4日以上、月120時間以上140時間未満就労している（休憩時間を含む）	8	
4		1日4時間以上かつ週4日以上、月100時間以上120時間未満就労している（休憩時間を含む）	7	
5		月64時間以上	6	
6		居宅内労働	1日4時間以上かつ週5日以上、月160時間以上就労している（休憩時間を含む）	9
7			1日4時間以上かつ週5日以上、月140時間以上160時間未満就労している（休憩時間を含む）	8
8			1日4時間以上かつ週4日以上、月120時間以上140時間未満就労している（休憩時間を含む）	7
9			1日4時間以上かつ週4日以上、月100時間以上120時間未満就労している（休憩時間を含む）	6
10			月64時間以上	5
11		内職		4
12	妊娠・出産	出産予定日の8週間前から出産後8週間経過後の翌日が属する月末まで	10	
13	入院等	入院・自宅療養等で常に介助が必要な状態（常時臥床）	10	
14		居宅内療養 安静を要し保育が困難な状態（自宅療養一般）	6	
15	疾病又は障がい	心身の障害 児童の保育が非常に困難な状態（身体障害者手帳1級・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aを有している、介護保険認定要介護3以上又は障がい支援区分4以上、若しくはこれらと同程度の障害と判断される場合）	10	
16		児童の保育が困難な状態（身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2級、療育手帳Bを有している、介護保険認定要介護1・2、要支援2又は障がい支援区分2・3、若しくはこれらと同程度の障害と判断される場合）	8	
17		児童の保育が出来ない状態（身体障害者手帳4級以下、精神障害者保健福祉手帳3級を有している、介護保険認定要支援1又は障がい支援区分1、若しくはこれらと同程度の障害と判断される場合）	6	
18	同居親族（長期間入院等の親族を含む）の常時介護又は看護	入院等 入院・自宅等で常に付き添いが必要な状態	10	
19		居宅内対応	居宅内で付き添いが必要な状態	5
20			その他（通院付き添い等）	3
21			身体障害者手帳1級・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A保有者、介護保険認定要介護3以上又は障がい支援区分4以上の者の介護等	9
22			身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2級、療育手帳B保有者、介護保険認定要介護1・2、要支援2又は障がい支援区分2・3の者の介護等	7
23	身体障害者手帳4級以下、精神障害者保健福祉手帳3級保有者、介護保険認定要支援1又は障がい支援区分1の者の介護等	5		
24	災害復旧		10	
25	求職活動（起業準備・雇用保険受給中を含む）		3	
26	就学（職業訓練を含む）	月20日以上かつ1日8時間以上	10	
27		月20日以上かつ1日6時間以上	9	
28		月16日以上かつ1日6時間以上	8	
29		月16日以上かつ1日4時間以上	7	
30		月64時間以上	6	
31	その他	児童福祉の観点から保育の必要性を町長が認める場合（DV・虐待等を含む）	（※3）	
基本項目合計点数			点	

（※1）就労先が内定しており、就労予定証明書の提出がある場合は、就労している場合と同様に取り扱うこととする。

就労時間については、就労証明書に記載されている所定の勤務時間で判定する（休憩時間を含む）。ただし、変則勤務等の場合は、別途判断する。

育児短時間勤務制度を取得する場合は、取得前の就労時間で判断する。

（※2）自営業（法人を設立していない場合）については、開業届の写し、確定申告書の写し、資格証の写し、事業所・店舗等の賃貸借契約書等の業を証明する書類の提出がない場合は、3. 調整項目のNo. 5で減算することとする。

（※3）当該児童や世帯の状況に応じて、別途判断する。

3. 調整項目

調整項目について、該当する項目で加減算を行うこととする。

NO.	保育を必要とする事由	調整項目	点数
1	世帯の状況	ひとり親家庭（別居かつ離婚調停中（※1）の場合を含む）	30
2		生活保護受給世帯	10
3	世帯の状況	世帯員（保護者及び申込児童を除く）で次のいずれかに該当する場合 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を有している、介護保険認定を受けている又は障がい支援区分これらと同程度の障害と判断される場合（基本項目で「同居親族（長期間入院等の親族を含む）の常時介護又は看護」を選択する場合を除く）	2
4	保護者の状況	倒産等、本人の意思に関わらずやむを得ず失業し、職業安定所を通じて求職活動をしている場合（※2）	7
5		自営業（法人を設立していない場合）で事業の内容を証明する書類の提出がない場合	-5
6		育児休業・産後休暇から職場に復帰する場合	2
7		育児休業の延長も許容できる場合	-30
8		標準時間認定の場合	1
9		父母いずれかが町外の幼稚園又は保育施設職員として就労している（予定を含む）場合	1
10		父母いずれかが町内の幼稚園又は保育施設職員として就労している（予定を含む）場合	2
11	申込児童の状況	入所する児童が疾病・障がい等を有する場合	5
12		入所申込時点で、前年度入所保留となっている場合	1
13		入所申込時点で入所希望月と同一の保育事由があり、他市町村の保育所・認定こども園・地域型保育事業や認可外保育施設（月極利用に限る）を利用している場合（※3）	2
14	きょうだいの状況	きょうだいが入園している保育施設に入所希望する場合（0歳児の利用可能年齢により、やむを得ずきょうだい別々の保育施設になる場合も含む）	8
15		きょうだいで同時に入所申込する場合	5
16		NO.15のきょうだいが多胎児である場合	1
17		世帯に小学校就学前子どもが3人以上いる場合	2
18		世帯に小学校卒業前子どもが3人以上いる場合	1
19		前年度の利用調整において、きょうだいと同じ保育施設を希望していたが調整ができず、別々の保育施設を利用している場合（継続児童の場合）	2
20	その他	保育料・副食費を2ヶ月以上滞納している場合（卒園児・過去のものを含む）	-10
調整項目合計点数			点

（※1）離婚調停中については、裁判所からの通知書等公的な書類の提出がある場合に適用する。

（※2）離職票等の書類で会社都合により失業したことを確認でき、かつ求職活動を証明できる公的な書類の提出がある場合に適用する。

（※3）施設利用が分かる書類の写し（認可外保育施設利用の場合は、申込日直近月の支払いの分かる書類（領収書等）の写し）及び保育事由を証する書類（就労実績が記載された就労証明書など）の提出がある場合に適用する。なお、求職活動及び育児休業期間中の利用には適用しない。

総合合計点数	点
--------	---